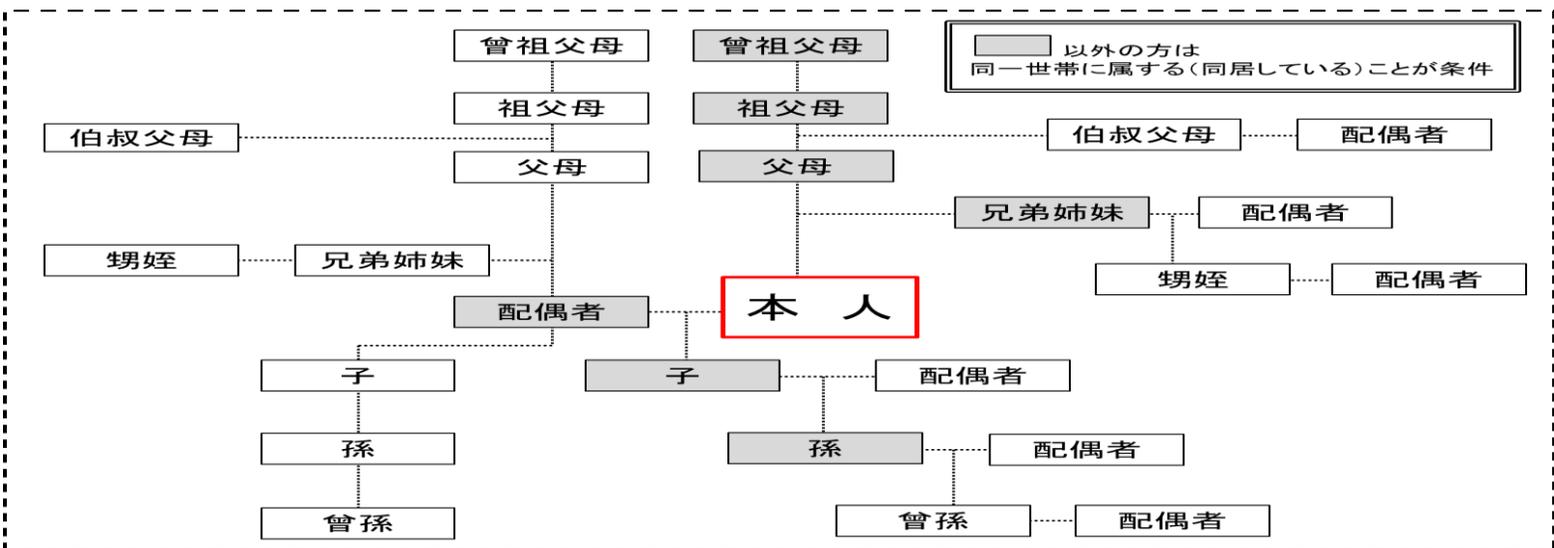


被扶養者になれるのは、下図の範囲の方で、主として被保険者の収入により生計を維持されている75歳未満の方(後期高齢者医療制度の被保険者とならない方)です。被扶養者の要件を満たしているか、次の①～⑤について、ご確認をお願いいたします。なお、①～⑤のうち1つでも要件を満たさない場合は、被扶養者解除のお手続きが必要となります。



① 続柄が 以外の被扶養者については、被保険者と同居していることが被扶養者としての条件となりますので、同居していることを確認してください。

② 被保険者と同居している場合
被扶養者の方の年収※1が130万円未満※2で、かつ被保険者の年収の半分未満※3であることを確認してください。

③ 被保険者と別居している場合
被扶養者の方の年収※1が130万円未満※2で、かつ被保険者からの仕送り(援助)額より少ないことを確認してください。また、「被扶養者現況申立書」と「仕送りの事実と仕送り額の確認できる書類」※4の提出が必要となります。

- ※1 年収とは、給与収入、事業収入、地代・家賃収入などの財産収入、老齢・障害・遺族年金などの公的年金、雇用保険の失業給付、健康保険の傷病手当金や出産手当金のことをいいます。
- ※2 被扶養者の方が60歳以上または障害者(障害厚生年金を受けられる程度の障害者)の場合、上記年収「130万円未満」が「180万円未満」となります。
- ※3 被扶養者の方の年収が被保険者の方の年収の半分以上であっても、130万円未満で被保険者の方の年収を上回らない場合は、総合的に判断し被扶養者と認められる場合があります。
- ※4 学生の場合は、仕送りの事実と仕送り額の確認できる書類の添付は省略できます(被扶養者現況申立書の提出は必要です)。

④ 国内に住民票があることを確認してください。令和2年4月より、被扶養者の要件に「原則、国内に住民票があること」が加わりました。ただし、海外に在住している(国内に住民票がない)場合でも、海外特例要件※5に該当する場合は、特例的に被扶養者となることができます。海外特例要件に該当している場合は、「被扶養者現況申立書」と「海外特例要件に該当していることが確認できる書類」の提出が必要となります。

※5 海外特例要件については、被扶養者状況リストに同封しているリーフレットをご覧ください。

⑤ 就職等により、ご自身で健康保険に加入していないことを確認してください。
上記の条件を満たしている場合でも、他の健康保険(健康保険組合や後期高齢者医療の被保険者等)に加入している場合は、協会けんぽの被扶養者とはなれません。